甲府市老人ホームあんしん支援金支給要綱

令和4年9月29日 福 第 1 6 号

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大や、物価高騰などの影響を受けている 市内の老人ホームの利用者の安心した暮らしを守るため、予算の範囲内において、甲府 市老人ホームあんしん支援金(以下「あんしん支援金」という。)を支給することについて、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「老人ホーム」とは、老人福祉法に規定される養護老人ホーム、軽費 老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

(支給対象者)

- 第3 あんしん支援金の支給対象者は、次のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 前項の老人ホームを運営する者
- (2) 令和4年10月1日時点において営業している者で、引き続き1年以上営業する意思があること。
- (3) 代表者又は役員等が甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者は支給対象としない。

(支給額)

- 第4 あんしん支援金の支給額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 1施設当たり10万円
 - (2) 入所定員に1人当たり3,000円を乗じて得た額

(支給申請等)

第5 あんしん支援金の支給を受けようとする者は、甲府市老人ホームあんしん支援金支給申請書兼請求書(第1号様式)に給付金の振込先が確認できる通帳等の写しを添付して、 郵送により申請するものとする。

(申請期限)

第6 あんしん支援金の申請期限は、令和4年12月28日までとする。

(支給の決定等)

- 第7 市長は、第5の申請(請求)があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、 甲府市老人ホームあんしん支援金支給決定通知書(第2号様式)により通知し、あんしん 支援金を支給するものとする。
- 2 市長は、あんしん支援金の支給を決定するに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 市長があんしん支援金の支給の目的を達成するため、申請者に対して報告を求め、

又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると認めたときは、これらに協力すること。

- (2) 法令、条例及び規則並びにこの要綱を遵守すること。
- (3) その他市長が必要と認める条件

(給付金の返還等)

- 第8 市長は、あんしん支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると きは、その支給決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に支給したあんしん支援金の 全部若しくは一部の返還を命じることができる。
 - (1) 虚偽の申請又は不正な手段により、あんしん支援金の支給を受けたとき。
 - (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
 - (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 前項の規定によりあんしん支援金の取消を命ずるときは甲府市老人ホームあんしん支援金取消通知書(様式第3号)により、支援金の返還を命ずるときは甲府市老人ホームあんしん支援金返還通知書(様式4号)により、交付申請者に通知する。この場合において、支援金の取消額又は返還額等は、市長が決定することとする。
- 3 前2項に規定する支援金の支給決定の取消し及びあんしん支援金の返還により、支給申請者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

(失 効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この支援金の支給の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。